

新庄公民館 利用の手引き

窓口受付

- 対応時間：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。
土、日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。
- お問合せ：電話 0739-22-1606 FAX0739-23-1648
公民館職員が外へ出て不在の場合もあります。再度お問合せください。

利用できる日時

- 利用できる日：休館日を除く毎日（休館日：年末年始（12月29日から1月3日）
※臨時休館日を設ける場合もあります。
- 利用できる時間：午前9時から午後9時30分までです。（午後9時30分退出）
午前の部（午前9時～午前12時）
午後の部（午後1時～午後5時）
夜間の部（午後6時30分～午後9時30分）※午後9時30分退出

利用できない活動

- 政治活動（公職選挙法に基づく個人演説会を除く）、宗教活動、営利活動、暴力団の活動・運営に資すること
- 公序良俗に反する活動であると判断した活動
- 騒音など近隣、他の利用者に迷惑がかけると判断した活動（駐車場を含む）
- 公民館施設を傷めることが予想される活動
- 使用許可を得ていない活動

利用申請

- 利用する年度ごとに利用団体登録票を提出してください。
- 利用する場合は、使用許可申請書を提出してください。
- 電話での仮予約も可能ですが、利用するまでに使用許可申請書を提出してください。
- 予約は翌々月まで利用予約できます。（2月1日なら4月の利用予約までできます。）
- 最大で週1回まで利用予約できます。【定期予約】
- 基本は週1回までの利用予約ですが、利用する月の初日以降で部屋に空きがあれば、【定期予約】に加えて、最大で週1回の追加予約ができます。【臨時予約】
ただし、土曜日と日曜日を連続で予約することはできません。
（【定期予約】と【臨時予約】を最大で利用すれば週2回の利用予約ができます。）

利用予約を取り消すとき（キャンセル）

- 使用を中止・変更する場合は速やかに連絡してください。

災害・警報時の利用

- 大津波警報・津波警報が発令された場合は利用できません。
- 暴風警報が発令された場合は利用できません。すでに利用している場合は協議の上、判断します。
- 災害時は施設に被害がなければ利用できます。ただし、災害時に施設を避難所として開設した場合や市内、周辺地域の被害状況によっては利用できません。

※裏面に続きます。

駐車場・駐輪場

- 新庄公民館の駐車場（30 台）・駐輪場（25 台）をご利用ください。
- 多数の車両が乗り入れる場合は、利用申請時にご相談ください。
- 敷地内での車両事故・トラブルについて公民館は一切その責めを負いません。
- 周辺施設の駐車場を利用される場合は、許可を得てご利用ください。

利用時の注意

<注意事項>

- 利用した後は利用した部屋、道具の片付けや清掃、ごみの持ち帰りをお願いします。
- 利用時間の厳守をお願いします。特に夜間の退出時間（午後 9 時 30 分）は厳守をお願いします。
- 館内は土足厳禁です。必ずスリッパか上履きに履き替えてください。
- 給湯室を利用する場合は、事前の申し出をお願いします。使用後は後片付けと火の元の確認をお願いします。
- 施設、備品を汚したり、破損させたときは、必ず公民館職員まで申し出をお願いします。
- その他、職員の指示にしたがってください。

<禁止事項>

- 飲食は原則として禁止です。清掃の徹底を条件に認める場合もありますが、事前の申し出をお願いします。
- 騒音・妨害・示威等、他人の迷惑になるような行為。
- 所定の場所以外での火気の使用。
- 許可を得ていない物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為。
- 許可を得ていない寄付、金品等の募集。
- 許可を得ていないビラ、ポスター類の貼付や配布、広告物の掲示。
- 許可を得ていない立て札、旗、のぼり等の設置。

その他

- 館内、敷地内は全面禁煙です。
- その他については、公民館職員に尋ねてください。

備品、学習機器

- 貸館時に、備品・学習機器を必要に応じて貸出ししています。事前の申し出をお願いします。
 - ・事務所保管 : ワイヤレスアンプ（マイク 2 本、CD・カセットテープ再生可）
 - ・大集会室（182 m²・100 名）：折りたたみ机、折りたたみイス、ホワイトボード、卓球台
 - ・研修室（64 m²・25 名）：折りたたみ机、折りたたみイス、ホワイトボード、スクリーン
 - ・和室（84 m²・30 名）：座卓テーブル、座布団、ホワイトボード
 - ・図書室（28 m²・10 名）：座卓テーブル、座布団
 - ・料理実習室（44 m²・15 名）：調理器具
 - ・中央公民館（市民総合センター）：プロジェクター、スクリーン

公民館行事・教育活動

- 公民館行事等のため臨時休館日を設けることがあります。
- 既に使用許可をしている場合でも、お部屋を譲っていただけないか、お願いすることがあります。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。